

## 政府施設における太陽光発電の率先導入について（案）

令和 5 年 9 月 27 日  
公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議  
令和 6 年 3 月 25 日  
一 部 改 定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、政府が保有する建築物及び土地について、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこと、各府省庁は、太陽光発電の導入に関する整備計画を策定すること等が規定されている。

また、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表。以下「エネルギー需給見通し」という。）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行することで 6.0GW 分の導入が見込まれている。

その上で、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においては、各府省庁において、kW（設備容量）ベースでの 2030 年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定することとされている。

これらを踏まえ、政府施設における太陽光発電の導入について、以下のとおり取り組むこととする。

### 1. 基本的な考え方

我が国の 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組むことが不可欠であり、特に比較的短期間での設置が可能な太陽光発電については、政府施設における率先導入が必要な状況にある。

このため、施設を保有する府省庁においては、政府実行計画、規制改革実施計画等を踏まえ、太陽光発電の導入目標と整備計画を策定し、取組を進めるものとする。

### 2. 目標の考え方

#### （1）設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電設備の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法

に基づく政府実行計画に関する 2022（令和 4）年度実施状況調査」（以下「FU 調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のとおり整理することとする。

建築物：建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電設備が設置されている場合や、追加で設置される場合がある（※）。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合は C-判定となる。

簡易判定基準で A 判定、B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地の考え方は必要に応じ適切に見直すこととする。

なお、ペロブスカイト太陽電池のような新技術について、現時点では考慮していないが、今後実用化された際にはこれまで設置できなかった箇所に設置できるようになる可能性があるため、新技術の開発状況や仕様の詳細が明らかになった段階で、改めてその扱いを検討することとする。

## （2）件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置する」こととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の件数については、（1）の考え方によるものとし、政府施設における件数ベースの目標は、ポテンシャルの件数の約 50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた 2021 年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光発電設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

敷地：建築物 1 件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で 1 件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光発電設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

### (3) kW (設備容量) ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている (※)。

- ① 既設分の設備容量及び国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (第 34 回) 資料 4

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/034\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf))

各府省庁における kW (設備容量) ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設分の設備容量及び、(1) の設置可能な建築物、敷地 (ポテンシャル) におけるポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

### (4) 各府省庁の目標について

(1) ~ (3) の考え方に基づき計算した各府省庁の太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標は、別紙のとおり。

### 3. 取組の進め方

政府実行計画において、太陽光発電の最大限の導入のため、各府省庁は太陽光発電の導入に関する整備計画（以下「太陽光発電整備計画」という。）を策定し、計画的な整備を進めることとされており、2. で示した目標の達成に向けて、計画的な導入が必要である。

このため、施設を保有する府省庁においては、2.（2）の件数ベースでの目標、2.（3）のkW（設備容量）ベースでの目標を含む、太陽光発電整備計画を策定し、計画的な整備を進めることとする。

各府省庁は、太陽光発電整備計画の実施状況の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとし、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、各府省庁の点検結果や計画の見直しの内容をとりまとめ、政府全体の目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ、PDCAを回すこととする。

なお、公共部門で6.0GWの導入が必要となることから、公共部門の太陽光発電のポテンシャルや導入目標の状況も踏まえつつ、政府施設におけるkW（設備容量）ベースでの目標は必要に応じ適切に見直すこととする。

○各府省庁における太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

府省庁名	太陽光発電の設置状況 (2021年度までの実績)		太陽光発電の設置状況 (2022年度の新規導入実績)		太陽光発電の設置状況 (2023年度新規導入実績・導入見込み)		太陽光発電の設置状況(合計)		太陽光発電の導入ポテンシャル (2021年度までの実績+2022年度実績 +新規導入ポテンシャル+2023年度設置のC判定)		導入目標 (件数) (全体ポテンシャル×50%)	導入割合 (件数) (導入目標に対する 導入件数の割合)	導入目標 (設備容量) (全体ポテンシャル ×50%－設置状況 (2021実績))  ( )は全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの設備容量	導入割合 (設備容量) (導入目標に 対する2022年度以降に導入 された設備容量の割合)
	設置件数	設備容量	設置件数	設備容量	設置件数	設備容量	設置件数	設備容量	設置件数	設備容量				
	(件)	(kW)	(件)	(kW)	(件)	(kW)	(件)	(kW)	(件)	(kW)				
内閣官房	3	447	0	0	0	0	3	0	5	476	3	100%	(209)	(※1)
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	2	252	1	0%	126	0.0%
内閣府	10	235	0	0	1	10	11	10	19	566	10	110%	48.0	20.8%
宮内庁	11	160	2	21	0	0	13	21	31	1,322	16	81%	501	4.2%
公正取引委員会	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	17	297	1	30	0	0	18	30	48	3,056	24	75%	1,231	2.4%
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	91	0	0	0	0	4	0	6	118	6(※5)	(※5)	118(※5)	(※5)
法務省(※3)	181	3,938	6	361	(※3)	(※3)	187	361	569	26,389	285	66%	9,257	3.9%
外務省	6	160	0	0	0	0	6	0	7	440	4	150%	60	0.0%
財務省	241	3,210	2	121	3	136	246	257	1,329	36,473	665	37%	15,027	1.7%
文部科学省	1	82	0	0	0	0	1	0	1	82	1	100%	(41)	(※1)
厚生労働省	123	1,928	2	10	4	62	129	72	1,104	38,182	552	23%	17,163	0.4%
農林水産省	11	111	0	0	0	0	11	0	247	8,366	124	9%	4,072	0.0%
経済産業省	4	265	0	0	0	0	4	0	6	470	3	133%	(30)	(※1)
国土交通省(※4)	179	2,300	1	60	(※4)	(※4)	180	60	880	22,200	440	41%	8,800	0.7%
環境省	110	1,015	2	11	2	45	114	56	260	4,782	130	88%	1,376	4.1%
防衛省	15	162	0	0	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)
会計検査院	2	50	0	0	0	0	2	0	2	50	1	200%	(25)	(※1)
政府全体	918	14,450	16	614	10	253	929(※2)	867(※2)	4,516(※2)	143,222(※2)	2,265(※2)	41.0%(※2)	57,473(※2)	1.5%(※2)
内閣官房・内閣府	12	682	0	0	1	10	14	10	24	1,042	13	107.7%	-	-

- ・建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。
- ・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。
- (※1)：2021年度実績で全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。
- (※2)：防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画(マスタープラン)を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。
- (※3)：法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。また、同省の「太陽光発電の設置状況(2023年度新規導入実績・導入見込み)」は精査中。
- (※4)：国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている。
- (※5)：総務省では件数、設備容量での導入ポテンシャルの50%への導入は達成済みであり、導入ポテンシャル全体である件数6件、設備容量118kWを目標とした。導入割合は目標の考え方が異なるため対象外。

## ○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030年度以前	B
	建替え予定：2030年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030年度以前	C-
	建物廃止予定：2030年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030年度以前	C-
	解体予定：2030年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20㎡未満	C-
	20㎡以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C-

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A

敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	C-
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+